

資料

洞爺湖町議会令和8年3月会議  
議案説明資料



オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

(3) 略

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という）を利用し、その

料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

4 略

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

8 略

3 略

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月\_\_\_\_\_の規則で定める日に支給する。

5 略

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等\_\_\_\_\_に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

7 略

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援金納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）</u>に充てるための国民健康保険税の課税額をい</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（この条において「介護納付金」という。）</u> _____ _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

う。以下同じ。)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同上第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.7を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する\_\_\_\_\_被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同上第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.7を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 26,100円

(2) 特定世帯 13,050円

(3) 特定継続世帯 19,575円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10.0分の2.19を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 25,400円

(2) 特定世帯 12,700円

(3) 特定継続世帯 19,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10.0分の2.06を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 7, 800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 100円

(2) 特定世帯 3, 550円

(3) 特定継続世帯 5, 325円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の1.45を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 6, 300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 5, 500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額に 100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 7, 400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 500円

(2) 特定世帯 3, 250円

(3) 特定継続世帯 4, 875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の1.29を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 5, 500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 5, 000円とする。

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について  
1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被  
保険者1人について100円とする

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区  
分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し  
て課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及  
びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超え  
る場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額か  
らウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円  
を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から  
オ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を  
超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援  
納付金課税額からキ及びケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とす  
る。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し  
て課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及  
びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超え  
る場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額か  
らウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円  
を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額  
からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万  
円を超える場合には、17万円）\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の合算額とす  
る。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,270円

(イ) 特定世帯 9,135円

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,590円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,780円

(イ) 特定世帯 8,890円

<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,703円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,460円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,970円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,485円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,728円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,410円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,850円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について700円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について70円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>350円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,335円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,180円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,550円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,275円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,413円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p>
--	--

(ウ) 特定継続世帯 525円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,050円

(イ) 特定世帯 6,525円

(ウ) 特定継続世帯 9,788円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,550円

(イ) 特定世帯 1,775円

(ウ) 特定継続世帯 2,663円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,700円

(イ) 特定世帯 6,350円

(ウ) 特定継続世帯 9,525円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,625円

(ウ) 特定継続世帯 2,438円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,220円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,610円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,915円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,420円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>710円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,065円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,260円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,100円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について200円</u></p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,740円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,080円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,540円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,810円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>975円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,100円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p>
---	--

歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,720円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,170円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,555円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,925円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,110円

<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>150円</u></p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>250円</u></p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>500円</u></p> <p>3 (1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同</p>	<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,850円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,700円</u></p> <p>3 (1)~(6) (略)</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同</p>
---	---

一世帯所属者が法付則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合

一世帯所属者が法付則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合

計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

13 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは

計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

13 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第341条の2第2項」と、同条2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等

の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特

の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税

定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計から法律第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税受業等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、                    及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

適用配当等の額」と第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(乳児等通園支援事業利用料)</u></p> <p><u>第4条</u> 町長は、町立保育所において乳児又は幼児に乳児等通園支援事業（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業をいう。</u>）による乳児等通園支援（<u>洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第 号）第2条に規定する乳児等通園支援をいう。</u>）を提供したときの利用料は、<u>零とする。</u></p> <p><u>第5条</u></p>	<p><u>第4条</u></p>

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第25条</u> 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第25条</u> 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士\_\_\_\_\_

方公共団体」という。)である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。

次項において同じ。))、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において

同じ。))その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者

(以下この条において「保育従事者」という。))、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を

又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士

、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士

その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者

(以下この条において「保育従事者」という。))、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を

搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設

搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設

から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童健全育成事業者が研修計画を定めて、当該研修を採用から2年以内に修了することを予定しているものを含む)でなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童健全育成事業者が研修計画を定めて、当該研修を採用から2年以内に修了することを予定しているものを含む)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>



(3) 主任介護支援専門員（省令 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 第 140 条の 6 第 1  
号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ず  
る者 1 人

2 略

(1) 略

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支  
障があると地域包括支援センター運営協議会 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ において認められた場合

(3) 略

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令  
第 36 号。次項において「省令」という。）第 140 条の 6 第 1  
号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ず  
る者 1 人

2 略

(1) 略

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支  
障があると地域包括支援センター運営協議会 （省令第 140 条の 6  
第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。  
次号及び次条において同じ。） において認められた場合

(3) 略

洞爺湖町体育施設条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																			
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた体育館</td> <td>虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2</td> </tr> <tr> <td>虻田テニスコート</td> <td>虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>体育施設の開館時間及び休館日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた体育館</td> <td>午前9時から午後9時 まで</td> <td>(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで</td> </tr> <tr> <td>虻田テニスコー ト</td> <td>午前9時から午後9時 まで</td> <td>12月1日から翌年の3月31 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>1 略</p>	名称	位置	あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2	虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41	施設名	開館時間	休館日	あぶた体育館	午前9時から午後9時 まで	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで	虻田テニスコー ト	午前9時から午後9時 まで	12月1日から翌年の3月31 日まで	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた体育館</td> <td>虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2</td> </tr> <tr> <td>洞爺湖町プール</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地4</td> </tr> <tr> <td>虻田テニスコート</td> <td>虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>体育施設の開館時間及び休館日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた体育館</td> <td>午前9時から午後9時 まで</td> <td>(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで</td> </tr> <tr> <td>洞爺湖町プール</td> <td>午前10時から午後9 時まで</td> <td>10月1日から翌年の5月31 日まで</td> </tr> <tr> <td>虻田テニスコー ト</td> <td>午前9時から午後9時 まで</td> <td>12月1日から翌年の3月31 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>1 略</p>	名称	位置	あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2	洞爺湖町プール	虻田郡洞爺湖町栄町63番地4	虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41	施設名	開館時間	休館日	あぶた体育館	午前9時から午後9時 まで	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで	洞爺湖町プール	午前10時から午後9 時まで	10月1日から翌年の5月31 日まで	虻田テニスコー ト	午前9時から午後9時 まで	12月1日から翌年の3月31 日まで
名称	位置																																			
あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2																																			
虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41																																			
施設名	開館時間	休館日																																		
あぶた体育館	午前9時から午後9時 まで	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで																																		
虻田テニスコー ト	午前9時から午後9時 まで	12月1日から翌年の3月31 日まで																																		
名称	位置																																			
あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2																																			
洞爺湖町プール	虻田郡洞爺湖町栄町63番地4																																			
虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41																																			
施設名	開館時間	休館日																																		
あぶた体育館	午前9時から午後9時 まで	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1 月3日まで																																		
洞爺湖町プール	午前10時から午後9 時まで	10月1日から翌年の5月31 日まで																																		
虻田テニスコー ト	午前9時から午後9時 まで	12月1日から翌年の3月31 日まで																																		

2 洞爺湖町プール

施設の使用料

利用区分	時間区分	9時から	17時か
		17時ま	ら21時
		で	まで
個人	一般（1回）	200円	300円
利用	高校生（1回）	100円	200円
	小・中学生（1回）	無料	無料
専用	通常利用料（1コース～1時間）	500円	800円
利用	全館利用料（全6コース～1時間）	3,500円	5,600円
		円	円
	幼児用及び低学年用プール（1時間）	200円	300円

備考

- 1 個人利用の1回とは、施設への入場から退場までをいう。
- 2 専用利用は、1時間単位の使用料とする。
- 3 利用時間には、準備、後始末に要する時間を含む。
- 4 町外団体の専用利用は、使用料の5割増とする。
- 5 区分を超えて利用する場合は、1時間につき当該承認を受けた区分の使用料の3割の額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなす。
- 6 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもので、その額が3,000円を超える場合（段階がある場合は最高額）は、営利

<p><u>2</u> 虻田テニスコート (略)</p>	<p><u>目的の利用とし、専用使用料の10割増しとする。</u> <u>また、入場料等がなくても公共の目的以外の物品の販売がある場合は、全て営利目的とみなす。</u></p> <p><u>3</u> 虻田テニスコート (略)</p>
----------------------------------	---

## 西いぶり定住自立圏共生ビジョンの改訂について

### 1. 趣 旨

#### 【西いぶり定住自立圏】

・人口 5 万人以上など要件を満たす「中心市」が近隣市町と協定を結び、連携と役割分担のもと、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、地域資源を活用した経済の活性化と交流の促進を図り、圏域として魅力あふれる地域の形成を目指すものです。

・西いぶり地域では、室蘭市が中心市となり、平成 22 年に登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町との間で定住自立圏形成協定を締結、平成 28 年に協定分野を追加し、協定変更を行いました。

・今回はビジョンの改訂に伴い、新たに「地域公共交通」の分野を追加するなど、協定の一部を変更する協定を締結するものです。

#### 【西いぶり定住自立圏共生ビジョン】

・定住自立圏形成協定に基づき連携して推進する取組について、実施スケジュールや事業内容、事業費見込みなどを記載する計画です。

・平成 28 年に改訂した共生ビジョンの計画期間終了（～令和 7 年度）に伴い、これまでの取組や課題を踏まえ、令和 8～12 年度の 5 年間の計画期間とする共生ビジョンの改訂を室蘭市が主導し実施するものです。

### 2. 協定内容の一部変更

○定住自立圏の形成に関する協定 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2（第 3 条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野 1. 地域公共交通 (2) 地域公共交通の維持確保			別表第 2（第 3 条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野 (新設)		
取組内容	甲の役割	乙の役割			
圏域内における公共交通の利便性向上や持続可能な運行体制の充実などに官民連携して取り組み、圏域全体の地域公共交通の維持確保を図る	乙や関係機関等と連携し、利便性向上や利用促進、運行体制の充実など、圏域全体の持続可能な地域公共交通の維持確保に向けて中心市として取り組む	甲や関係機関等と連携し、利便性向上や利用促進、運行体制性の充実など、持続可能な地域公共交通の維持確保に向けて取り組む			
2. ICT ネットワーク (1)行政情報ネットワークの推進			1. ICT ネットワーク (1)行政情報ネットワークの推進		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における住民サービスの向上に資する各種行政情報ネットワークの推進を図る。	乙と連携し、住民サービスの向上に資する各種行政情報ネットワークの構築及び運営に中心市として取り組む	甲と連携し、住民サービスの向上に資する各種行政情報ネットワークの構築及び運営に取り組む	圏域内における地域に密着した各種行政情報ネットワークの推進を図る。	乙と連携し、生活情報等に関するメール配信システムをはじめとする各種行政情報ネットワークの構築及び運営に中心市として取り組む	甲と連携し、生活情報等に関するメール配信システムをはじめとする各種行政情報ネットワークの構築及び運営に取り組む

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と洞爺湖町（以下「乙」という。）は、平成 22 年 9 月 30 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表第 2 中 3 の表を 4 の表とし、2 の表を 3 の表とし、別表第 2 の 1 の表中「地域に密着した」及び「生活情報等に関するメール配信システムをはじめとする」を「住民サービスの向上に資する」に改め、同表を別表第 2 の 2 の表とし、同表の前に次の 1 表を加える。

## 1. 地域公共交通

## (1) 地域公共交通の確保維持

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における公共交通の利便性向上や持続可能な運行体制の充実などに官連携して取り組み、圏域全体の地域公共交通の維持確保を図る。	乙や関係機関等と連携し、利便性向上や利用促進、運行体制の充実など、圏域全体の持続可能な地域公共交通の維持確保に向けて中心市として取り組む。	甲や関係機関等と連携し、利便性向上や利用促進、運行体制の充実など、持続可能な地域公共交通の維持確保に向けて取り組む。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 日

室蘭市幸町 1 番 2 号

甲 室蘭市  
市長 青 山 剛

虻田郡洞爺湖町栄町 5 8 番地

乙 洞爺湖町  
町長 下 道 英 明

## 西いぶり定住自立圏共生ビジョン（案）について

### 【改訂の主なポイント】

#### 第2章 定住自立圏に係る圏域の現状と課題（2ページ～）

1. 人口の現状と課題
  - ・圏域人口の推移を2023年公表の国立社会保障・人口問題研究所の推計値に置き換え、2050年までの人口を記載
  - ・年齢3区分別圏域人口の推移および構成比の現状と国立社会保障・人口問題研究所の推計値を記載
2. これまでの取組状況と社会情勢を見据えた今後の方向性
  - ・現ビジョンの成果指標について、現状値・実績値・目標値を記載
  - ・これまで資料編に掲載していた参考データ・グラフを追加

#### 第3章 定住自立圏の形成により目指す圏域の将来像（16ページ～）

- ・圏域総人口の将来展望、圏域の高齢化率の将来展望を変更
- ・地域公共交通分野の追加について記載

#### 第4章 将来像の実現に向けた取組（19ページ～）

2. 取組の推進体制等
  - ・取組の推進体制と持続可能な開発目標（SDGs）との関連について記載
3. 生活機能の強化に係る具体的取組
  - ・⑨環境意識啓発事業に「フードドライブや食品ロス削減に向けた啓発」を追加
  - ・⑫広域学校教育推進事業に「科学教育等推進事業」を追加
4. 結びつきやネットワークの強化に係る具体的取組
  - ・⑭地域公共交通維持確保事業を追加
  - ・⑮行政情報ネットワーク推進事業に「西いぶり ICT 利活用推進事業」を追加
  - ・⑰住民交流・相互理解促進事業に「西いぶり活動団体連携促進事業」を追加

### 【素案から最終案で追加するもの】

- ・パブリックコメントの結果を踏まえ、必要に応じ意見を反映
- ・資料編（41ページ～）に事業費見込額一覧および各市町の事業費見込額を追加  
※2月に事業費確定額を照会予定
- ・資料編に具体的取組における成果指標（KPI）一覧を追加

### 【パブリックコメントの実施状況】

- ・1月18日まで実施したところ、2名より5件のご意見をいただいた（別紙参考）